

# 所得税法

## 本試験問題

### 〔第一問〕 問 1

#### 問 1

令和5年中に居住者Aが国内において受け取った上場株式の配当の税務上の取扱いについて、次の(1)~(4)の事項を説明しなさい。なお、非課税制度（いわゆるNISA制度）について考慮する必要はない。

- (1) 配当の支払いを受ける際の課税
- (2) 配当所得の金額の計算
- (3) 配当所得に関する課税方法
- (4) 居住者Aの申告において、上記(3)の課税方法それぞれの場合に適用される主な所得税における制度

### 〔第二問〕 問 2

#### 問 2

地震等の災害により、居住者が所有している次の(1)~(3)の不動産に被害を受けた場合、その被害による損失は所得税法上どのような取扱いとなるか、簡潔に説明しなさい。

なお、説明に当たっては、損失金額の計算方法の概要についても併せて説明しなさい。

(注)「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に規定されている事項については、説明する必要はない。

- (1) 居住している不動産
- (2) 事業の用に供している賃貸用不動産
- (3) 主として保養の目的で所有している不動産

### 〔第二問〕 問【資料1】

4 甲は、A社に平成29年8月1日に従業員として入社し、令和2年6月1日に使用人兼務取締役となった後、令和3年7月1日から専任取締役となったり、甲は、A社の退職に当たって、従業員勤務期間分の退職金として1,000,000円、役員退職金として7,000,000円の支給を受けた。当該退職金の支給に当たって、甲は、A社に対して「退職所得の受給に関する申告書」を提出しておらず、当該退職金に対する源泉所得税等の徴収を受けた上で支給を受けている。

## TAC予想問題

### ●実力完成答練 第5回【第一問】 問2

問2 税理士であるあなたは、令和5年8月某日、居住者甲から以下の税務相談を受けた。

(甲の状況)

- ・ 甲は、令和5年中に特定口座のうち源泉徴収選択口座を開設し、同口座内で上場株式の譲渡を行っている。
- ・ 甲は、上記の上場株式の譲渡を行っている源泉徴収選択口座内で上場株式の配当を受け取っている。
- ・ 令和5年において、上記以外の所得は生じていないものとする。

(甲の相談内容)

- ・ 上場株式の配当所得の金額及び源泉徴収選択口座内の上場株式の譲渡所得の金額については、課税の方法が複数あると聞いたことがあり、どのような方法か知りたい。
- ・ 源泉徴収選択口座内の上場株式の譲渡により生じた損失は同口座内で受け取った上場株式の配当所得の金額と損益通算し、配当所得の金額に係る源泉徴収の還付を受けることが出来ると聞いたことがあり、どのような仕組みなのか知りたい。

上記の相談内容を踏まえて、下記の問いにそれぞれ答えなさい。なお、復興特別所得税については説明を要しない。

- 1 上場株式の配当所得の金額の課税の方法を説明しなさい。
  - 2 源泉徴収選択口座内の上場株式の譲渡所得の金額の課税の方法を説明しなさい。
  - 3 源泉徴収選択口座内の上場株式の譲渡損失の金額が生じた場合に、その源泉徴収選択口座内の上場株式の配当所得の金額の源泉徴収税額の還付について説明しなさい。
  - 4 源泉徴収選択口座内で生じた上場株式の譲渡損失の金額を確定申告により申告する場合、その源泉徴収選択口座内の上場株式の配当所得の金額で適用可能な課税の方法を説明しなさい。
- なお、上場株式に係る譲渡損失の取扱いについても説明すること。

### ●実力完成答練 第4回【第一問】 問2

問2 所得税法第72条（雑損控除）の規定において除かれている資産について損失が生じた場合の、その損失が生じた年分の各種所得の金額の計算における取扱いを説明しなさい。

なお、租税特別措置法に規定する取扱いについては、説明を要しない。

### ●直前対策補助問題 第7回【資料2】

#### 【資料2】

乙は、O社より退職金として15,000,000円を受けているが、この退職金は、役員として6年間勤務したことによる20,000,000円と一般従業員として14年間勤務したことによる10,000,000円の合計額のうち、O社の資金繰りの関係により分割で支払われた金額であり、残額は、翌年1月中旬に支払われることが決定している。

なお、乙は、本年中の退職に関して、「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない。

また、乙は、令和2年3月31日に4年3ヵ月非常勤役員として勤務したL社より5,000,000円の退職金を受けている。

〔第二問〕問【資料Ⅲ】

【資料Ⅲ】

【資料Ⅲ】の損益計算書の金額の内容及び当該金額について修正を検討すべき内容は、次のとおりである。

- 1 売上高は本年5月1日から本年10月31日までに入金になった金額であり、その内訳は次のとおりである。

売上先	本年入金額	
C社	3,500,000	(注1)
D社	1,500,000	(注2)
E社	4,000,000	(注3)
F社	5,800,000	(注4)
G社	0	(注5)
合計	14,800,000	

(注1) C社からの請負業務(請負金額7,000,000円)は、着手金3,500,000円のみ入金で、業務は本年10月31日時点で未了である。当該着手金については、業務が中途解約となっても返還しない定めとなっている。

(注2) D社からの請負業務(請負金額3,000,000円)は、前受金として1,500,000円を受領しているが、本年10月31日時点で未了である。当該前受金については、業務が中途解約となると全額返金する定めとなっている。

(注3) E社からの請負業務(請負金額8,000,000円)は本年7月31日に完了しているが、E社の業績悪化により、4,000,000円しか回収ができていない。E社は8月に民事再生法の規定による再生手続の開始の申し立てを行っている。なお、実質的に債権と認められない部分の金額はない。また、E社に対する債権は4,000,000円で乙社へ引き継いだ。

(注4) F社からの請負業務(請負金額5,800,000円)は、本年8月31日に完了しているが、その後、F社から業務品質に対して契約不適合があるとして、1,000,000円の損害賠償請求があり、甲は、F社と協議の上、本年12月25日に1,000,000円を支払った。

(注5) G社からの請負業務(請負金額2,000,000円)は、本年10月31日に完了し、本年11月30日に入金となった。

〔第一問〕問【資料Ⅲ】

【資料Ⅲ】

- 5 保険料には、本年8月に年払い(本年8月から翌年7月分)した小規模企業共済等掛金840,000円が含まれている。なお、この小規模企業共済契約は、Z社に引き継ぐ手続をしている。

〔第一問〕問【資料Ⅴ】

【資料Ⅴ】

- 1 甲は、本年2月末日に帰国後、令和元年7月1日より居住の用に供さなくなっていた自宅に戻り、再び自己の居住の用に供していたが、甲の親の介護の必要性が高まり、本年11月15日に売却し、親の近くの賃貸住宅へ転居した。自宅の売却に関する事項は次のとおりである。

区分	内容
売却価額	51,000,000円
仲介手数料	1,122,000円
契約印紙代	20,000円

- 2 甲の自宅は、甲が、過去に父より相続した不動産を平成29年3月に売却し、同年4月に、租税特別措置法第36条の2(特定の居住用財産の買換えの特例)の要件を満たして取得したものである。この買換えに関する事項は次のとおりである。

譲渡資産	譲渡資産(建物)の取得価額	不明
	譲渡資産(土地)の取得価額	10,000,000円
	譲渡資産(建物)の譲渡価額	5,050,000円
	譲渡資産(建物)の取得価額	40,150,000円
	譲渡資産の譲渡費用	1,529,000円
買換資産	買換資産(建物)の取得価額	20,200,000円
	買換資産(土地)の取得価額	30,300,000円

(注) 買換資産(建物)は、新築で取得したものであり、構造は木造で法定耐用年数は22年である。

●全国公開模試〔第二問〕問1 5 6

- 5 内装工事売上高は、本年1月1日以降に完了した工事で本年末までに請求書を相手方に送付したものを計上している。

なお、工事完了日の属する月の翌月20日に請求書を相手方に送付し、その翌月末日を入金期日としている。

本年中に受注した工事は全部で80件あり、①請求済みの工事で本年12月末日現在未入金のもの及び②本年末日までに受注した工事で未請求のものの一覧は次のとおりである。

① 請求済みの工事で本年12月末日現在未入金のもの

No	受注日	売上金額(円)	工事完了日	請求日
45	本年8月20日	1,925,000	本年9月10日	本年10月20日
60	本年10月15日	3,900,000	本年10月25日	本年11月20日
65	本年11月1日	850,000	本年11月30日	本年12月20日

② 本年末日までに受注した工事で、未請求のもの

No	受注日	売上金額(円)	工事完了日	請求日	備考
77	本年11月11日	1,974,000	本年12月10日	令和6年1月20日	
78	本年12月4日	963,000	本年12月28日	令和6年1月20日	
79	本年12月10日	678,000	令和6年1月22日	令和6年2月20日	
80	本年12月25日	1,600,000	令和6年1月10日	令和6年2月20日	(注)

(注) No80の工事は、年末の急な依頼であったこともあり、依頼主から受注日に見積書に基づく売上代金金額の振込入金があった。

実際には、工事資材が見積もりよりも多く必要になったために、売上金額は1,800,000円として、差額の200,000円を令和6年2月に請求する予定である。

- 6 上記5のほか、令和4年中に完了した工事のうち2件が、本年末現在未入金である。

なお、いずれも継続取引をしていた取引先であるが、下記未入金額に係る取引以後新たな取引はしていない。

- (1) 個人事業主K 未入金額  
585,000円(令和4年8月工事完了分)

- (2) 法人G 未入金額  
2,500,000円(令和4年11月工事完了分)(注)

(注) 請求額は2,700,000円であったが、このうち200,000円については本年10月に入金があり、残額の2,500,000円が未収である。

●実力完成答練 第2回〔第二問〕問1【資料Ⅰ】7(3)

- (3) 小規模企業共済の掛金 600,000円

これは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する小規模企業共済の本年中の掛金納付額である。

●直前予想答練 第2回〔第二問〕問1【資料Ⅲ】

【資料Ⅲ】

甲は、所有する土地Gを80,000,000円で本年9月に譲渡し、その際に該渡損用1,430,000円を支払っている。

土地Gは、平成14年に45,000,000円で取得し、同年中に居住用家屋を建築して以後、甲の居住の用に供していたものであるが、令和4年2月に家屋が火災で焼失した。

その後、土地Gは駐車場として賃貸していた(本年分の賃貸料は、適正額が【資料Ⅰ】1の損益計算書の賃貸料収入に計上されている。)が、好条件での買手が見つかったため譲渡したものである。

なお、甲は本年4月に、新築の売売住宅(家屋の床面積は140㎡、敷地の面積は180㎡)を75,000,000円で購入し、居住の用に供している。

甲はこの譲渡につき、居住用財産の譲渡所得の特別控除又は特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けたいと考えている。

〔第二問〕問【資料Ⅵ】

- 2 甲が本年中に支払った保険料は次のとおりである。
- (1) 甲の国民健康保険料 250,000円（本年分）
  - (2) 甲及び甲の配偶者の国民年金保険料 190,000円（本年分）
  - (3) 生命保険料
    - ① 旧一般生命保険料 40,000円  
（うち、本年2月までに支払った金額は、10,000円である。）
    - ② 新一般生命保険料 35,000円  
（うち、本年2月までに支払った金額は、10,000円である。）
    - ③ 介護医療保険料 90,000円  
（うち、本年2月までに支払った金額は、20,000円である。）

●直前予想答練 第2回〔第二問〕問1【資料Ⅵ】1 4

【資料Ⅵ】

甲は、本年中に家計費から次のものを支払っている。

- 1 社会保険料 1,342,000円  
これは、甲及び甲と生計を一にする親族に係る社会保険料である。  
なお、上記の他、甲の母の本年分の公的年金から特別徴収された介護保険料34,500円及び後期高齢者医療制度の保険料20,800円がある。
- 4 生命保険料 253,000円  
上記金額の内訳は、次のとおりである。
  - (1) 旧一般生命保険料 86,000円
  - (2) 新一般生命保険料 38,000円
  - (3) 介護医療保険料 9,000円
  - (4) 旧個人年金保険料 120,000円